

## 「新型コロナ対策農林漁業者応援給付金」の期間延長について

### 1 支給状況（令和3年1月22日現在）

○支給件数：69件

○支給額：3,118万円

### 2 申請期間の延長

○延長の理由

11都府県で緊急事態宣言が発令されるなど、全国的に感染が拡大している状況を踏まえ、県内農林漁業者の経営継続を引き続き支援していくため。

○申請期間

（現行）「令和2年3月30日」から「令和3年1月29日」まで

（改正後）「令和2年3月30日」から「令和3年5月31日」まで

ただし、「令和3年3月31日」までに「新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業」の申請を完了していること

※前年同期の収入実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、前々年同期と比較することも可能とする。